

大学への編入学と大学院への接続について

	大学への編入学	大学院への接続
短期大学	<p>編入学可能</p> <p>【参考】短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。(学校教育法施行規則第161条第1項)</p>	<p>短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科における一定の学修を行い大学評価・学位授与機構の認定を受ける、または大学に編入学する等により学士を取得すれば、入学資格が認められる。</p> <p>【参考】独立行政法人大学評価・学位授与機構は、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科における一定の学修を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者に対し、学士の学位を授与するものとする。(学校教育法第104条第4項)</p>
高等専門学校	<p>編入学可能</p> <p>【参考】高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。(学校教育法施行規則第178条)</p>	
専修学校 (専門課程)	<p>一定の要件を満たす専門学校を修了すれば編入学可能</p> <p>【参考】専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上)を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。(学校教育法施行規則第186条第2項)</p>	<p>一定の要件を満たす専門学校を修了する、または大学に編入学し卒業すれば、大学院入学資格が認められる。</p> <p>【参考】専修学校の専門課程(修業年限が4年以上で、全課程の修了に必要な総授業時数が3400単位時間以上又は総単位数が124単位以上)を修了した者は、大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる。(学校教育法施行規則第155条第1項第5号)</p>